

1 「熱中症特別警戒アラート」について

位置づけ	気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずる恐れのある場合。 〈過去に例のない広域的な危険な暑さを想定〉
発表基準	都道府県内において、すべての厚さ指数情報提供地点における翌日の最高暑さ指数（WBGT）が35℃に達すると予測される場合
発表時間	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)

2 「熱中症特別警戒アラート」発表時の主な学校の対応

(1) 暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、これまでどおり、運動を屋外・屋内を問わず中止します。

(2) 行事などにおいては、適切な熱中症対策がとれていることを確認し、適切な熱中症対策が取れない場合は、中止・延期の検討をします。

(3) 具体的な発表については、「熱中症特別警戒アラート」発表時に改めて連絡します。